1970年大阪万博50周年記念式典及びイベントの開催にかかる 企画調整、運営及び警備等業務企画提案募集要項

1 事業の趣旨

1970年に「人類の進歩と調和」をテーマとしてアジアで初めて開催された大阪万博は、国内外 から 6,400 万人以上が訪れ、多くの人々に大きな夢と感動を与えました。

来年は大阪万博が開催されて50周年となることから、1970年大阪万博50周年記念事業実行 委員会(構成団体=大阪府、吹田市、大阪観光局。以下、「実行委員会」という。)では、開会日で ある3月 15 日に、大阪万博 50 周年を記念した式典及びイベントを実施することにより、万博記 念公園の魅力を広く発信し、来園促進や2025大阪・関西万博の機運醸成にもつなげていきます。

2 委託業務内容

(1) 業務名称

1970年大阪万博50周年記念式典及びイベントの開催にかかる企画調整、運営及び警備等業 務(以下「本件委託業務」という。)

(2) 業務内容

詳細は、別添「1970年大阪万博50周年記念式典及びイベントの開催にかかる企画調整、運 営及び警備等業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

ア 事業全般に係る企画調整及び運営業務 (総合企画、調整、広報、運営管理等)

イ 自主警備に係る業務

(会場及び周辺の警備、誘導等)

ウ 会場設営及び搬入出に係る業務 (資機材、什器類等の搬入出及び設営撤去等)

(3) 契約上限金額

19,800,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

(4) 契約期間

契約締結日から 2020 年3月31日(火) まで

(5) その他

本件委託業務に係る企画提案(以下「本件企画提案」という。)の募集に応じた者(以下「応募 提案者」という。)のうち、有識者の選定委員による審査を経て、最も優れた企画を提案した者(以 下「最優秀提案者」という。)と契約条件を協議のうえ契約を締結します。

3 企画提案概要

企画提案の際は、本書面のほか「仕様書」及び「1970年大阪万博50周年記念事業実行委員会 公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得(以下、「見積り心得」という。)」の内容について も十分理解のうえ参加すること。

(1) 1970年大阪万博50周年記念式典及びイベントについて(1時間程度)

■提案事項

- 〇万博記念公園のシンボルである「太陽の塔」の正面に位置する太陽の広場において、1970年 大阪万博とのストーリー性や親和性を踏まえた式典及びイベントの企画を提案すること。
- 〇式典においては、1970 年当時の世相を振り返り、ノスタルジーを醸し出すなど、大阪万博をリスペクトする式典を企画すること。
- 〇イベントでは、集客力や話題性のあるパフォーマンス等を通じて、記念式典への来園を促し、 併せて万博記念公園の魅力を広く発信できるような企画を提案すること。

(企画の例)

40 周年記念事業: 1970 年当時のパビリオンのユニフォームによるファッションショー

【提案にあたっての留意事項】

- 本事業を委託するのにふさわしい内容となっていること。
- ・事業の実施に必要な事項がすべて網羅された事業計画となっていること。また、計画性・実現 性が高い内容となっていること。
- ・提案内容については、実行委員会と協議・調整の上、決定する。その際、内容の変更や追加等 を求めることがある。

(2) 広報、実施体制について

■提案事項

- 〇集客とともに、式典及びイベントの内容を多くの人に知ってもらえるような広報活動を提案すること。
- 〇式典及びイベントの実施にあたって、会場設営及び搬入出計画、警備等について、具体的に 提案すること。なお、雨天時の対応も考慮したものを提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・ポスター等については、本式典及びイベントだけでなく、50 周年のイベント実施にも使用 することがある。
- ・警備、園路誘導、規制等について、指定管理者等と十分な協議・調整を行うこと。

4 スケジュール

2019年 9月27日(金) 公募・質問受付開始

2019年10月 4日(金) 説明会開催

2019年10月15日(火) 貸与物品の確認受付締め切り

2019年10月15日(火) 質問締め切り

2019年10月18日(金) 質問事項に対する回答

2019年10月25日(金)及び28日(月) 提案書類提出受付期間

2019年10月末~11月上旬頃 選定委員会開催

2019年11月上旬頃 2019年11月上旬頃 2020年3月15日(日) 2020年3月31日(火)

選定結果通知 契約締結 記念式典等開催

事業終了•事業報告書提出期限

5 公募参加資格

本件企画提案の応募資格は、次に定める要件を全て満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)とします。なお、共同企業体が応募する場合は、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

アの成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号) 附則第3条第3項の規定により なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない もの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に 掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者 ((1) キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる設置要件に該当する者((1) キ に掲げる者を除く。)でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

6 失格事項

応募提案者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とします。応募提案者が最優秀提案者に決定した後、契約締結までの間に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 資格を満たさなくなった場合もしくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2つ以上の提案を提出した場合(応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。)
- (4) 委託金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 別途連絡するプレゼンテーション審査の時刻に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 「見積り心得」に違反した場合
- (8) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

7 説明会

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催しますので、応募を検討している者はできる限り出席してください。

(1) 開催日時

2019年10月4日(金) 10時から11時まで(1時間程度)

(2) 開催場所

大阪府咲洲庁舎38階 府民文化部会議室

住 所:大阪市住之江区南港北1-14-16

(3) 説明会への申込方法等

ア 申込方法

「様式1」説明会参加申込書に必要事項を記載して電子メール(メールアドレス: fumin somu@sbox,pref.osaka.lg.jp)により申し込みをしてください。

電子メールには、事業者名、参加者名、連絡先を記入のうえ、「件名」の始めに「【説明会申込】1970年大阪万博50周年記念式典及びイベントの開催にかかる企画調整、運営及び警備等業務」と明記して申し込みをしてください。

※口頭、電話、FAXによる申し込みは受け付けません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

実行委員会事務局(大阪府府民文化部府民文化総務課内)

電話番号:06-6210-9303

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

※会場の都合により、1事業者につき2名以内でお願いします。

イ 受付期間

2019年9月27日(金)から10月3日(木)午後5時まで 《必着》

※説明会当日は募集要項や仕様書等の資料は各自持参してください。

8 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

「様式2」質問票に質問内容を記載して電子メール(メールアドレス: fuminsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp)により提出してください。

電子メールには、事業者名、連絡先を記入のうえ、「件名」の始めに「【質問】1970年大阪 万博 50 周年記念式典及びイベントの開催にかかる企画調整、運営及び警備等業務」と明記し て申し込みをしてください。

※口頭、電話、FAXでのお問い合わせは受け付けません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

実行委員会事務局(大阪府府民文化部府民文化総務課内)

電話番号: 06-6210-9303

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後5時まで)

(2) 受付期間

公募開始日から2019年10月15日(火) 午後5時まで ≪必着≫

(3) 回答方法

質問への回答は、2019年10月18日(金)までに大阪府府民文化部府民文化総務課のホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/50th-anniv/index.html) へ掲示することとし、個別には回答しません。

(注1) 企画提案に影響を及ぼす重要な質問の内容等については、受付期間内に回答を掲載す

る場合があります。

(注2) 質問の個別対応は行いません。

9 貸与物品の確認

(1) 確認期間・場所

期間:2019年10月16日(水)から2019年10月24日(木)

(午前 10 時から午後5時まで)

場所:万博記念ビル4階(大阪府吹田市千里万博公園1-1)

(2) 申込方法

「様式3」貸与物品の確認申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(メールアドレス: fuminsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp) により提出してください。

電子メールには、事業者名、連絡先を記入のうえ、「件名」の始めに「【貸与物品確認】1970年大阪万博 50周年記念式典及びイベントの開催にかかる企画調整、運営及び警備等業務」と明記して申し込みしてください。

※口頭、電話、FAXでのお問い合わせは受け付けておりません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

実行委員会事務局(大阪府府民文化部府民文化総務課内)

電話番号:06-6210-9303

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

(3) 受付期間

公募開始日から2019年10月15日(火) 午後5時まで 《必着》

10 提案にかかる提出書類及び提出方法

- (1) 提出書類及び提出部数
- 〇「正本」(応募書類と添付書類) 1部
- 〇「副本」(応募書類のみ) 8部

【疝募書類】

- ア 企画提案応募申込書(様式4:正本1部、副本8部)
- イ 提案書表紙(様式5:正本1部、様式6:副本8部)

提案書(様式7:正本1部、副本8部)

- ウ 応募金額提案書(様式8:正本1部、副本8部)
- 工 業務実績申告書(様式9:正本1部、副本8部)
- ※共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)での応募の場合は、上記ア〜エに加え、次の①〜④の書類も併せて提出:各1部
 - ① 共同企業体届出書(様式10)
 - ② 共同企業体協定書(様式11)
 - ③ 委任状(様式12)※構成員が支店等の場合のみ
 - ④ 使用印鑑届(様式13)※代表構成員が代表取締役の場合 使用印鑑届(様式14)※代表構成員が受任者の場合

才 誓約書(参加資格関係)(様式15)

誓約書(暴力団関係)(様式16)

【添付書類】

※共同企業体(この事業を目的として構成された共同企業体)で企画提案する場合は、添付書類ア〜エは、共同企業体すべての構成員について提出してください。

- ア 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)
- イ ①法人登記簿謄本(1部)
 - ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
 - ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - •「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
 - 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
 - 4上記①から③の適正性を確認するための外部監査報告書又は税務申告書等

(2)提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。) 提出時には一切の質問に応じません。

ア 受付場所

大阪府府民文化部府民文化総務課 企画グループ 万博記念公園担当

住所: 〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎38階

電話:06-6210-9303

イ 受付期間

2019年10月25日(金)及び2019年10月28日(月)

(午前 10 時から午後5時まで)

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出 してください。応募書類は電子媒体(CD-R等)での提出もお願いします。
- ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。 <記入例>「1970年大阪万博 50 周年記念式典」提案書 株式会社 〇〇(法人名)
- エ 「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないでください。(表紙及び背表紙含む)
- オ 書類提出後の差し替えは認めません(実行委員会が補正等を求める場合を除く)。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

11 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査項目及び配点に基づき、有識者で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀 提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価 な者を最優秀提案事業者とします。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の 日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。 なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査項目及び配点

審查項目	審查内容	配点
企画調整 及び運営	・1970年大阪万博とのストーリー性や親和性 ・企画力(集客力や話題性等) ・総合運営力(運営管理、組織・実施体制、調整進行計画等) ・プログラム遂行能力(提案内容の実現性)	40 点
広報業務	・効率的かつ効果的な広報計画 ・パブリシティ活動等による積極的な情報発信	20 点
会場設営及び 搬入出計画	・施設の搬入出、ステージ等設営撤去計画の安全性・合理性 ・計画遂行能力 等	15 点
警 備	・警備等に係る安全対策、計画遂行能力 ・警備員の配置、運営計画の合理性 ・観客の誘導 等	15 点
価格点	(価格点の算定式) 満点 (10 点) × (提案価格のうち最低価格÷自社の提案価格)	10 点
合 計	100 点	

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募提案 者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部府民文化総務課のホームページ(http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/50th-anniv/index.html)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 *品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全応募提案者の名称 *申込順
- ③ 全応募提案者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由等)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

- ア選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オーその他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に実行委員会と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式 16)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき又は 同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、 次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号 に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約交渉の相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国 を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は 額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8 割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手 形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、 提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保 の価値は保証書に記載された保証金額による。

- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生する損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の 100 分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約交渉の相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しない恐れがないと認められる場合。